

路上喫煙の禁止等に関する条例の考え方（案）

1、目的

路上喫煙等による、たばこの吸い殻の散乱、及び火傷等の被害の防止について北区、区民等、事業者及び関係行政機関の責務を明らかにするとともに、道路等における喫煙の禁止について必要な事項を定め、区民の良好な生活環境を保全し、快適で住みよい地域社会の形成に寄与することを目的とする。

2、定義

この条例において、次に掲げる用語の意義を、それぞれ定める。

路上喫煙・・・公共の場所において、歩行中（自転車等の乗車中を含む）または、同一の場所にとどまっている状態で、喫煙することをいう。

区民等・・・区内に在住し、在勤し、もしくは在学し、または、区内を通過する者をいう。

事業者・・・区内において事業活動を行う法人（公共交通事業者を含む）、その他の団体及び個人をいう。

関係行政機関・・・区の区域を管轄する警察署、消防署、国道及び都道の管理事務所その他の行政機関をいう。

公共の場所・・・道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所（屋外に限る。）をいう。

3、区の責務

区は、目的を達成するため、広報、啓発、指導、助言その他の必要な施策を実施しなければならない。

区は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、関係行政機関と協力を図り、施策の効果が最大限に発揮できるよう努めなければならない。

4、区民等の責務

区民等は、区及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

5、事業者の責務

事業者は、区及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

6、関係行政機関の責務

関係行政機関は、区が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

7、歩行喫煙等の禁止

区民等は、区内の公共の場所で、歩行中（自転車等の乗車中を含む）の喫煙、及びたばこの吸い殻を捨ててはならない。

8、路上喫煙禁止地域等

区長は、駅周辺など人が集まり、特に区民等の安全、及び地域の美化を推進する必要があると認める地域を路上喫煙禁止地域（以下、禁止地域）として指定することができる。

禁止地域内において、路上喫煙してはならない。

区長が必要と認めるときは、禁止地域内に喫煙場所を指定することができる。

区長は、禁止地域において、施策を重点的に実施する必要があると認める地域を路上喫煙禁止重点地域（以下重点地域）に指定することができる。

区長は、重点地域において、路上喫煙のない安全で、清潔なまちづくりを推進するための施策を重点的に実施しなければならない。

区長は、必要があると認めるときは、指定した地域を変更し、又は解除することができる。

区長は、地域を指定し、又は前項の規定によりその地域を変更し、もしくは指定を解除したときは、その旨を公告しなければならない。

9、過料

区長は、重点地域内で路上喫煙、及びたばこの吸い殻を捨てた者に、1万円以下の過料を科することができる。